府営住宅駐車場管理業務委託契約書（案）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 業務名称 | 府営住宅駐車場管理業務（　　　　　　　） |
| 2 | 履行場所 |  |
| 3 | 契約期間 | 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで |
| 4 | 契約金額 |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。 |

上記の業務について､発注者と受注者は､各々対等な立場における合意に基づいて､別添の条項によって公正な契約を締結し､信義に従って誠実にこれを履行するものとする｡

この契約の締結を証するため､本書２通を作成し､当事者記名押印の上､各１通を保有する｡

平成　　年　　月　　日

発　注　者

代　表　者

受　注　者　　所　在　地

商号又は名称

代　表　者

**（総　則）**

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（駐車場管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）、別冊の図面、補足説明書、質問回答書及びその他駐車場管理業務の募集にあたって発注者が示した事項に定めるものを含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

２ 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

３ この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。

４ この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

５ この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６ この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする｡

７ この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする｡

８ この契約は、日本国の法令に準拠するものとする｡

９ この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

**（情報の提供）**

第２条　発注者は､受注者から業務を履行するのに必要な情報を求められた場合は提供しなければならない。必要な情報とは次の各号に掲げるものとする。

(1) 駐車場の区画情報（契約者名及び住所、契約者の連絡先、駐車場番号、車両ナンバー、空き区画の情報等）

(2) 当該団地の自治会役員などの連絡先等

(3) その他、業務の履行に必要なものとして、発注者が認めるも　の。

２　受注者は、発注者より最新の情報の提供を受けるように努め、業務を履行しなければならない。

**（秘密の保持）**

第３条　受注者は､業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない｡この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**（個人情報の保護）**

第４条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

**（権利義務の譲渡等の禁止）**

第５条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない｡ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

**（再委託等の禁止及び誓約書の提出）**

第６条 受注者は､この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し､又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

２　受注者が前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く）若しくは入札参加除外の措置を受けている者又は第17条第１項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他当該第三者が遵守すべき事項として発注者が定めた内容を記載した誓約書を、当該第三者のすべての者に提出させなければならない。

(3) 受注者は、当該第三者の行為すべてについて責任を負うも　のとする。

３ 受注者は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。

４ 発注者は、受注者が入札参加除外措置を受けた者又は第17条第１項各号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

**（管理責任者及び管理主任者）**

第７条 受注者は、管理責任者及び管理主任者を定め､その氏名その他必要な事項を契約締結時に発注者に書面で通知しなければならない。なお、契約締結時に管理責任者等が定まっていない場合は、業務開始までの間（管理責任者については、業務開始の１０日前まで）に発注者に通知しなければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする｡

２ 発注者は、受注者の置いた管理責任者等が、業務の処理及び管理につき著しく不適当であると認められる場合は、その理由を明らかにし、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

**（地元関係者との交渉等）**

第８条 地元関係者等との調整・交渉等は､受注者が行う｡この場合において､発注者の指示があるときは､受注者はこれに従わなければならない｡

**（業務状況の報告）**

第９条 受注者は、業務仕様書に定めるところにより、業務を実施した日毎に実施内容を記録した書類を作成し、定められた時期に発注者へ提出し、発注者の確認を受けなければならない。

２ 発注者は、前項に定めるほか、必要と認められるときは、受注者に対して業務の処理状況及びその結果について調査し、又は報告を求めることができる。

**（契約金額の変更等）**

第10条　一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料及び労務賃金等に増減を生じた場合であっても、契約金額又は業務仕様は変更しないものとする。ただし、発注者は､当該業務の契約期間内に実施された府営住宅に係る事業又はその他の理由により管理業務の実施範囲等に増減が生じた場合は、受注者に通知して、増減が生じた月の翌月から委託する管理業務の実施範囲等及び委託金額を変更する。なお、各月１日付けの増減によるものについては、当該月から変更する。この場合、受注者はこれに応じなければならない。

２　委託金額等の契約変更は、必要が生じた都度、行うものとする。

ただし、当初契約時の委託金額に対して３０パーセント以下の契約変更は、発注者及び受注者の合意のもと、契約期間の末までにまとめて行うことができる。

**（臨機の措置）**

第11条 受注者は､業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者受注者協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

２ 前項の場合において､受注者は､そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない｡

３ 発注者は､事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは､受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする｡

４ 受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において､当該措置に要した費用のうち､契約金額の範囲に含めることが適当でないと認められる部分の経費については､発注者がこれを負担するものとする｡

**（損害賠償）**

第12条 受注者は、業務の処理に当たり、この契約書及びこの契約書に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

**（検査及び引渡し）**

第13条 受注者は､業務仕様書に定めるところにより、業務を完了したときは､その旨を発注者に通知しなければならない｡

２ 発注者は､前項の規定による通知を受けたときは､通知を受けた日から10日以内に業務仕様書に定めるところにより､業務の完了を確認するための検査を完了し､当該検査の合否結果を受注者に通知しなければならない｡

３ 発注者は､前項の検査の完了（合否）によって業務の完了を確認した後､受注者が成果物の引渡しを申し出たときは､直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない｡

４ 発注者は､受注者が前項の申出を行わないときは､当該成果物の引渡しを委託金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる｡この場合において､受注者は､当該請求に直ちに応じなければならない｡

５ 受注者は､業務が第２項の検査に合格しないときは､直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない｡この場合において､修補の完了を業務の完了とみなして前４項の規定を読み替えて準用する｡

**（契約金額の支払い）**

第14条 受注者は､前条の検査に合格したときは､契約金額の支払いを請求することができる｡

２ 契約金額の支払いの請求は、期別に定めた次の額を限度とする。

　 平成30年度

 第１四半期(平成30年4月1日～6月30日) 金　 円

 第２四半期(平成30年7月1日～9月30日) 金 　円

 第３四半期(平成30年10月1日～12月31日) 金 　円

 第４四半期(平成31年1月1日～3月31日)　 金 　円

３ 発注者は､第１項の規定による受注者からの請求を受けた日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない｡なお、委託金額の支払いに係る銀行等の口座振込み手数料は発注者の負担とする。

４ 発注者がその責めに帰すべき事由により第13条第２項の期間内に検査を完了しないときは､その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は､前項の期間（以下｢約定期間｣という｡）の日数から差し引くものとする｡この場合において､その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは､約定期間は､遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす｡

**（発注者の解除権）**

第15条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　受注者の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了

しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められ

るとき。

(3)　この契約の締結又は履行に当たり不当又は不正な行為をし

たとき。

(4)　この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがある

と認められるとき。

(5)　故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(6)　受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。

(7)　第６条第４項の規定により、発注者から委任又は下請契約の

解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じな

かったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として、契約金額の100分の５に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

３　受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年５パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

４　発注者は、第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

第16条　発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2)　独占禁止法第７条第１項若しくは第２項（独占禁止法第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第17条の２又は第20条第１項の規定による排除措置命令（以下｢排除措置命令｣という。）を受けたとき。

(3)　独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下｢納付命令｣という。）を受けたとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第３条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認められたとき。

(6)　第６条の規定に違反したとき。

第17条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2)　役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3)　役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず､暴力団又は暴力団員に対して､金銭､物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4)　役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5)　第６条第１項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材､原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第１号から第４号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の100分の５に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

**（受注者の解除権）**

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができるものとする。この場合において、発注者に未払となっている契約代金があるときは、受注者の発注者に対する当該契約代金及びこれに係る年５パーセントの割合による遅延利息の請求を妨げない。

**（賠償額の予定等）**

第19条　受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1)　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2)　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3)　第16条第４号に規定する刑が確定したとき。

(4)　第16条第５号に該当したとき。

２　受注者が第6条第１項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

３　前２項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前２項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

**（相殺）**

第20条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

**（履行遅滞）**

第21条 受注者は、業務の履行が受注者の責めに帰すべき事由により、遅滞したときは、発注者から求めがあった場合には当該業務に係る契約金額につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。

**（一部不履行等）**

第22条 業務の一部が不履行となったとき（第13条の検査に合格しないままとなった場合を含む。以下同じ。）は、契約代金から当該不履行となった業務に係る契約金額相当額を除外するものとする。

２ 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

**（紛争の処理）**

第23条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

**（疑義等の決定）**

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは､発注者と受注者とが協議して定める｡

**（別　記）**

**特記仕様書**

**個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５　受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第６　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第７　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

（１）個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

（２）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

（３）個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

（４）定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

（５）個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

（６）個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

（７）個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検

（８）私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

（９）個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

（10）その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

（11）上記項目の従事者への周知

（収集の制限）

第８　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第９　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第10　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第11　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第12　受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第13　発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第14　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第15　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第16　受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

（別紙）

平成　年　月　日

個人情報取扱特記事項 第３の規定に基づく

作業責任者通知書

　日本管財株式会社

大阪府営住宅寝屋川管理センター長　様

所在地

商号又は名称

代表者名

業務委託名称：府営住宅駐車場管理業務（　　　　　）

上記業務委託について、個人情報取扱特記事項第３の規定に基づき作業責任者を下記のとおり定めましたので、報告します。

|  |
| --- |
| 　作業責任者名 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 部署課名 |  |
| 役　職 |  |

13

（別紙）

サンプル

平成30年4月1日

個人情報取扱特記事項 第３の規定に基づく

作業責任者通知書

①提出日を記入

※業務開始日までに提出のこと

●●社　●●管理センター長　様

②該当する管理センターを記入

所在地　●●市●●町

商号又は名称

代表者名　　　　　　　●●●●

④押印要

③事業者情報を記入

業務委託名称：●●住宅駐車場管理業務

⑤業務委託名称を記入

上記業務委託について、個人情報取扱特記事項第３の規定に基づき作業責任者を下記のとおり定めましたので、報告します。

⑥作業責任者名（フリガナ、押印）、部署課名、役職

|  |
| --- |
| 作業責任者名 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ　 ＊＊＊　　　 ＊＊＊ |
| 　　　　●●　●●　　⑦押印要 |
| 部署課名 | ●●部（●●課） |
| 役　職 | ●●部長 |

14

業務委託名称：府営住宅駐車場管理業務（　　　　　） 業務工程表

商号又は名称

代表者名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務内容 | Ｈ30４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | Ｈ311月 | 2月 | ３月 |
| 主要な業務 | ①巡回業務(通常時)（週あたり回数） | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 | 昼　夜　 |
| ②清掃業務(通常)（月あたり回数） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③清掃業務(排水溝等)（年2回） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④除草業務（年2回） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤その他（創意工夫の取組）（地域ｺﾐｭﾆﾃｨ　ア） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他（創意工夫の取組）（地域ｺﾐｭﾆﾃｨ　ウ） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他（創意工夫の取組）（地域ｺﾐｭﾆﾃｨ　エ） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他（創意工夫の取組）（秩序維持　ア） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他（創意工夫の取組）（秩序維持　ウ） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

【記入要領】

　①巡回業務（通常時）　 …　週あたりの昼夜の巡回予定回数を記入すること。　（例：昼１、夜１など）

　　　②清掃業務（通常時） …　月あたりの実施予定回数を記入すること（数字のみで可）。

　③清掃業務（排水溝等）、④除草業務　　…　実施予定月に「○」又は「１」を記入すること。

　　　⑤その他（創意工夫の取組み） …　提案した項目について、実施月には回数や「○」を記入すること。

提案していなければ記入不要

15

①業務委託名称を記入

業務委託名称：　　　　　●●住宅　駐車場管理業務 業務工程表

商号又は名称

代表者名　　　　　　●●●●

②事業者情報を記入

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務内容 | Ｈ30４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | Ｈ311月 | 2月 | ３月 |
| 主要な業務 | ①巡回業務(通常時)（週あたり回数） | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 | 昼　1夜　1 |
| ②清掃業務(通常)（月あたり回数） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ③清掃業務(排水溝等)（年2回） |  |  | ○ |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |
| ④除草業務（年2回） |  |  |  |  |  | ○ |  |  | ○ |  | ③主要な業務の実施回数等を記入 |  |
| ⑤その他（創意工夫の取組）（地域ｺﾐｭﾆﾃｨ　ア） | ○ |  |  |  |  |  |  | ○ | 　○ |  |  |  |
| その他（創意工夫の取組）（地域ｺﾐｭﾆﾃｨ　ウ） |  |  | ○ |  |  | ○ |  |  | ○ |  |  | ○ |
| その他（創意工夫の取組）（地域ｺﾐｭﾆﾃｨ　エ） |  |  | ○ |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |
| その他（創意工夫の取組）（秩序維持　ア） |  | ○ |  |  | ○ |  | ○ |  | ○ | ○ |  |  |
| その他（創意工夫の取組）（秩序維持　ウ） | ○ |  |  |  | ○ |  |  |  | ○ |  |  |  |
| （　　　　　　） |  |  |  | ④その他業務（創意工夫取組調書の提案例等）の実施内容に基づき実施月等を記入 |  |  |  |  |  |  |  |  |

【記入要領】

　①巡回業務（通常時）　 …　週あたりの昼夜の巡回予定回数を記入すること。　（例：昼１、夜１など）

　　　②清掃業務（通常時） …　月あたりの実施予定回数を記入すること（数字のみで可）。

　③清掃業務（排水溝等）、④除草業務　　…　実施予定月に「○」又は「１」を記入すること。

　　　⑤その他（創意工夫の取組み） …　提案した項目について、実施月には回数や「○」を記入すること。

提案していなければ記入不要

16